

家族法制部会第8回会議・議事速報

2021年10月19日、法制審議会・家族法制部会の第8回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず、最高裁判所から、家庭裁判所における子の意思の把握の実情等に関する説明があった後、第7回会議に引き続き、部会資料7に基づき、子の養育をめぐる問題についての子の意見の尊重に関する論点について調査審議が行われた。そこでは、子の意思を子の養育に関する事項の決定に直接反映させる規律を導入するとなると、子に過酷な選択を迫ることになるおそれがあるのではないかという意見、日本の家族法では15歳という年齢に一定の境界線を設けているところ、諸外国には15歳よりも低い年齢の子の意見を積極的に尊重する規律を設けている法制があることも考慮して、子の年齢に関連する規律の在り方を検討すべきではないかという意見等が出されたほか、父母と子の意見が一致しない場合の規律を検討することも重要であるが、父母が行う決定に対して子がいかなる方法で関与できるかという、子に関する決定のプロセスについての規律の検討も重要であるという意見など様々な意見が出された。

続いて、部会資料7に基づき、父母の離婚に関連する諸問題として、父母が別居中の子や嫡出でない子の養育に関する論点について調査審議が行われた。

その中では、離婚後よりも離婚前の別居中の方が夫婦間の葛藤が高いことが多いため、別居中の子の養育に関する規律を設ける必要性が高いという意見、別居は、どのような状態をいうのか、その明確な線引きが困難であるから、定義規定を設けた上で、別居の始期・終期などを明確にする必要性が高いのではないかという意見、DV等が原因で、加害者の同意を得ることなく別居せざるを得ない場合もあることから、別居前における夫婦間の協議を義務付ける規律は慎重に検討すべきであるという意見等が出されたほか、離婚等に伴って支給される児童扶養手当の受給要件との関係でも検討を加えるべきであるという意見など民事法制のみならず、公的支援に関する意見も出されるなどした。

さらに、部会資料8及び普通養子制度の実態調査結果に基づき、養子制度全般や同実態調査に関して、簡潔な意見交換が行われたが、詳細な意見交換については、次回以降に持ち越しとなった。

次回の会議では、部会資料8に基づいて未成年者を養子とする養子制度を中心とした論点の検討を行うとともに、財産分与制度に関する論点の検討を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。